【管理運営状況公表様式】

平成22年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等

施設名	藤崎町藤崎老人福祉センター							
指定管理者名	社会福祉法人 藤崎町社会福祉協議会							
指定期間	平成21年 4月 1日~平成24年 3月31日(3年目)							
施設所管課	福祉課							

1 施設の概要

設置年月	昭和57年3月	根拠条例等	藤崎町老人福祉センター条例					
設置目的	老人福祉推進のため高齢者の生きがいと健康づくり							
施設内容	会議室、相談室、調理室、沒	\$場、休憩場						
利用料金	会議室使用料: (町内) 半日 2,000円 休憩料: (町内) 大人150円 入浴料: 大人250円、中人100	(町外) 大人200円	円(町外)半日1,500円、全日					
開館日	会議室等:12月29日から1月 浴場:毎月15日以外の日(但							
開館時間	会議室等:平日は、午前9時 浴場:午前7時から午後9時ま		は午前9時から正午まで					

2 指定管理者が行う業務

項目	業務内容
維持管理業務	施設の開館及び閉館、建物、設備の保守点検及び小規模修繕、使用手続き。また、公衆浴場としての換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及 び風紀等常に良好な状態において管理を行う。
企画運営業務	生活健康相談、健康増進、教養講座、老人クラブの育成援助等高齢者の生きが いと健康づくりに関する事業を行う。

3 利用状況

(1) 利用実績【利用者数・稼働率】

(単位:人、%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ম	F成22年度 (A)	8, 688	7, 988	7, 686	8, 117	7, 994	7, 838	8, 189	8, 279	8, 583	9, 155	8, 536	8, 834	99, 887
3	F成21年度 (B)	9, 589	8, 622	8, 369	8, 860	8, 175	7, 807	7, 941	8, 173	8, 522	9, 325	8, 301	9, 374	103, 058
	(A)/(B)	91%	93%	92%	92%	98%	100%	103%	101%	101%	98%	103%	94%	97%
	増減要因等	図等 施設、設備の老朽化及び人口の減少												

(2) 利用料金収入 (単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成22年度 (A)	875	808	776	780	816	844	866	886	993	1, 193	760	879	10, 476
平成21年度 (B)	927	887	840	853	839	784	824	836	793	1, 082	870	905	10, 440
(A)/(B)	94%	91%	92%	91%	97%	108%	105%	106%	125%	110%	87%	97%	100%
増減要因等	施設、設備の老朽化及び人口の減少												

4 収支状況

		1 指定管理料のみ	1 指定管理料のみ					
財源区分 (該当する番号に〇)	0	2 指定管理料+利用料	2 指定管理料+利用料金収入					
		3 利用料金収入のみ						
収入科目		金額(千円)	支出科目	金額(千円)				
指定管理料		6, 300	維持管理費	2, 938				
利用料金		10, 476	事 業 費	14, 028				
その他		211	その他	0				
合 計 (①)		16, 987	合 計 (②)	16, 966				
			収支差額(①-②)	21				

5 利用者満足度状況(アンケート調査)

質問の内容	回答
開館日・開館時間について(アンケート調査)	66%満足、32%普通、2%不満
施設・サービス内容について(アンケート調査)	72%満足、28%普通、0%不満
施設の清潔さについて(アンケート調査)	72%満足、24%普通、4%不満
職員の対応について(アンケート調査)	82%満足、14%普通、2%不満、2%無回答
施設全体の満足度について(アンケート調査)	74%満足、24%普通、2%無回答

6 評価結果

評 価 項 目	指定管理者		町所管課
(評価の視点)	自己評価	評価	コメント
1. サービスの維持・向上に向けた 取組みが行われているか。	Α	Α	開館日、開館時間、接客マナー等事業計画 に掲げられた業務が適正に行われている。
2. 利用促進に向けた取組みが適切に行われているか。	В	В	地域住民や団体との交流を図り、施設及び 各種事業のPRに努め利用促進を行ってい る。
3. 施設、設備及び備品の維持管理 及び修繕が適切に行われているか。	В	В	建物・設備の修繕等が適切になされ、利用 者が快適に利用できる状態が保たれてい る。
4. 緊急時の対応・安全管理などの 危機管理が適切に行われているか。	В	В	事故防止、事故発生時の対応体制が確立さ れている。
5. 指定管理料が適正に執行されているか。	А	А	経費節減に努め、適正に執行されている。
6. 成果目標達成のための努力が行われ、成果が上がっているか。	А	А	成果目標達成の取り組みが行われている。
7. 個人情報の保護	В	В	個人情報の保護に対する取り組みが適正に 行われている。
全体評価	В	В	施設、設備が良好な状態で管理され、維持 管理業務が適正であり、利用者が快適に利 用できるような取り組みが行われている。

【評価基準】

A (優) : 適正であり、優れた実績をあげている B (良) : 適正である

C (可) : 概ね適正であるが、一部改善を要する D (否) : 改善や更なる取組が必要